

決算変更届(事業年度終了届)に関する注意

潮来土木事務所 建設業担当

○決算変更届は、事業年度が終了するごとに届出を行うことが義務付けられています。(事業年度経過後4ヶ月以内)

※必ず毎年、提出することが必要です。

○未届の事業年度があった場合、更新等の申請手続きができません。

○様式が変更になっていることがありますので、適宜確認しながら作成してください。

○納税証明書について、令和6年9月24日から未納のないことの証明等の様式名を税額等の証明と同じ「様式第40号の4(ア)」に統合されたため、「税額等の証明」様式第40号の4(ア)(年度ごと、税目ごとに税額等を記載するもの)を取得するようお願いします。

・様式ダウンロードは「建設業担当ホームページ」にて

<https://kennsetugyou-ibaraki.jp/download/>

※令和5年8月1日より、(一社)茨城県建設業協会各支部での販売は中止になりました。

■連絡先

【午前9時～午後4時30分／※正午12:00～午後13:00は不在】

〒311 - 2424 茨城県潮来市潮来 1086 - 1

潮来土木事務所 総務課 建設業担当

TEL : 0299 - 62 - 3724 FAX : 0299 - 63 - 0475